

日本フランチャイズチェーン協会における 自主行動計画フォローアップ調査について

令和5年3月17日

一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

- ・調査期間：令和4年10月19日～11月18日
- ・調査企業：日本フランチャイズチェーン協会の会員企業
11社を対象
- ・回答企業：9社（前年度8社）
- ・回答率：82%（前年度66.7%）

2. 令和4年度フォローアップ調査結果（概要）

概観（改善できた点、改善の余地がある点等特筆すべき内容を記載）

- ✓単価の決定・改定にあたり、各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、合理的な価格決定に関わる取組みがなされているものと想定される。
- ✓発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は、77%に至った。
受注側では「受けたことはない」と回答した企業のみとなっている。
- ✓発注側、受注側ともに回答社は全社「すべて現金払い」であった。
- ✓知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取組みを「実施した」が66%に至った。
- ✓働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。
コスト負担での設問では適正な取引を阻害するような条件の取引はほぼなかった。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

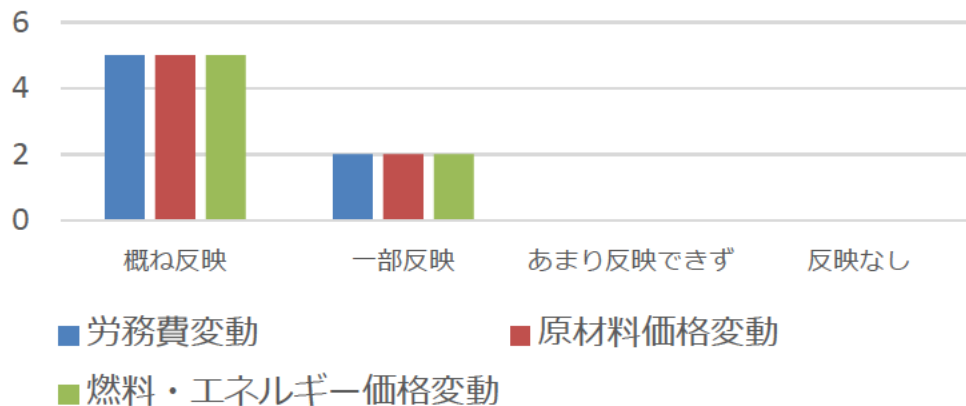
【分析結果・今後の課題】

- ・単価の決定・改定にあたり、取引金額が最も大きい仕入れ先の理解を得られるように協議していたと回答企業数は77%に至った。
- ・各項目とも概ね反映できたと回答した企業が多く、合理的な価格決定に関わる取組みがなされているものと想定される。

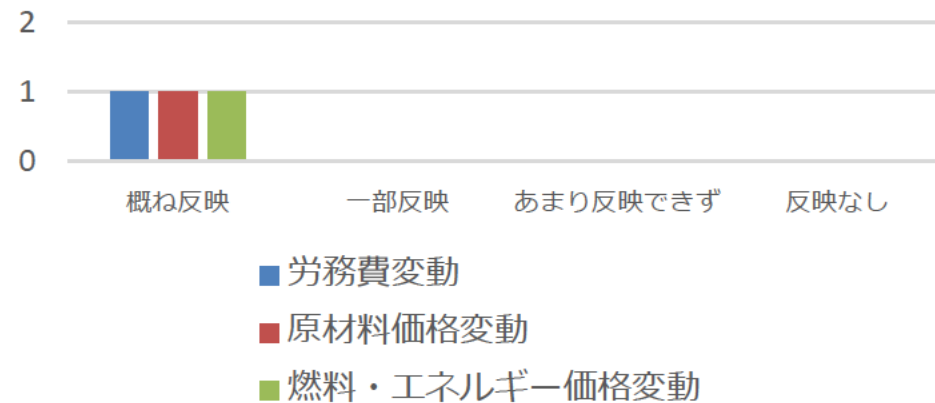
【設問と回答】

設問. 2022年度に適用する単価の決定・改定にあたり、各変動コストの反映をお答えください。

発注側



受注側



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組①合理的な価格決定

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 価格交渉促進月間の取組を会員企業トップをはじめ調達担当責任者に広く周知するとともに、積極的な価格交渉や価格転嫁がなされるよう、機関紙等を活用し価格交渉の重要性を認識させる等、理解促進を図り次年度フォローアップ調査では数値が改善されるよう努める。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

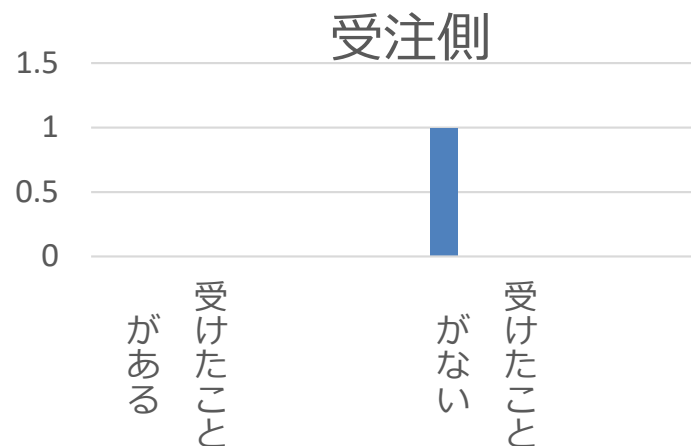
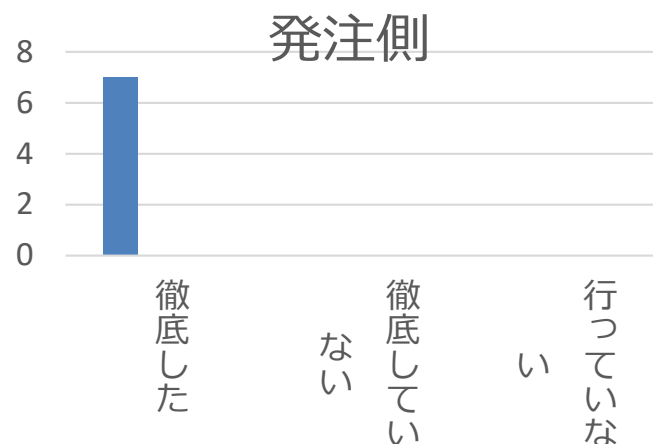
重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【分析結果・今後の課題】

- ・発注側で客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないことを「徹底できた」と回答した割合は、77%に至った。
- ・受注側では「受けたことはない」と回答した企業のみとなっている。

【設問と回答】

設問. 客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を「行わないことを徹底しましたか」 / 「受けたことがありますか」



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組②原価低減要請、協賛等

【課題を踏まえた今後のアクション】

- ・ 理事会参加の企業トップや規範委員会メンバーの法務担当責任者を通じ、客観的な経済合理性や十分な協議手続きを欠く原価低減要請を行わないよう社内徹底を図るよう改めて説明を行う。
- ・ また、要請する際はあらかじめ、負担額・算出根拠・用途・提供条件を明確にしたうえで、取引先と十分に協議し、書面による合意をすることを徹底するよう併せて説明を行う。

3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組③支払条件

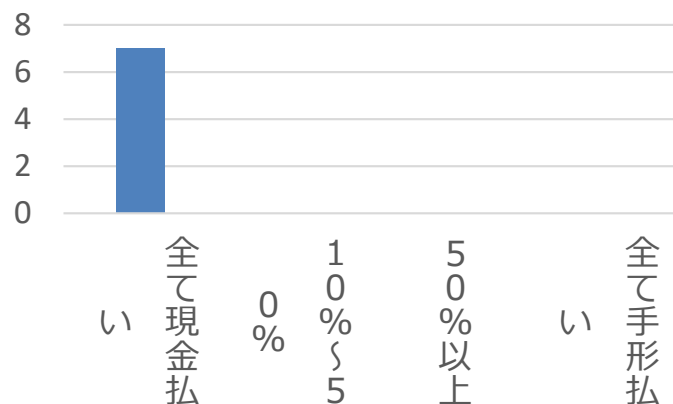
【分析結果・今後の課題】

- ・発注側、受注側ともに回答社は全社「すべて現金払い」であった。

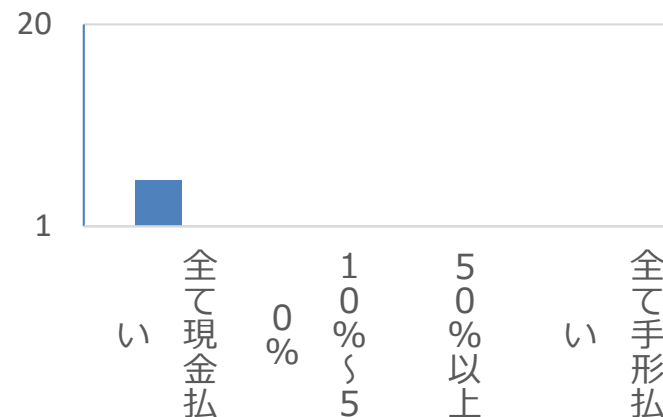
【設問と回答】

設問. 下請代金当を手形等で支払っている場合、その割合はどれくらいですか。

発注側



受注側



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、④知財

【分析結果・今後の課題】

- ・ 知的財産等を含む取引において、適正な取引を実現するための取り組みを「実施した」が66%に至った。

【課題を踏まえた今後のアクション】

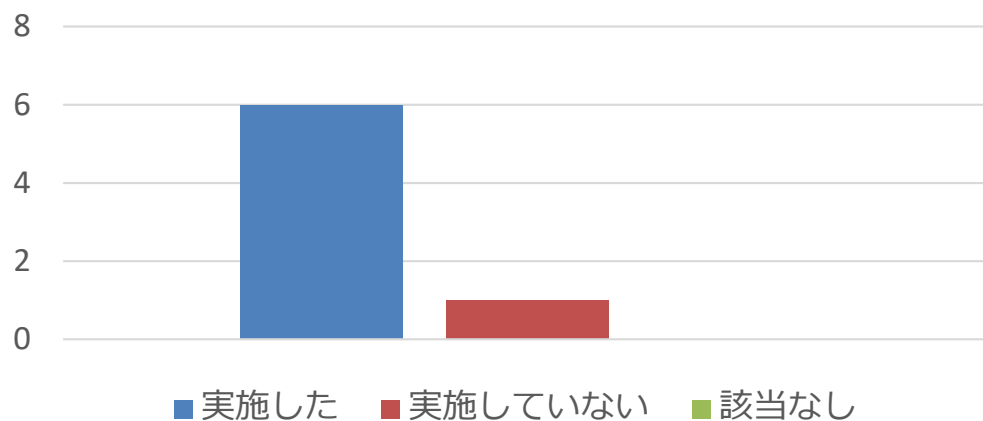
- ・ 知財に関わる各種研修や情報の収集を行い必要な企業へのフォローを行うことを協会として検討していく。

【設問と回答】

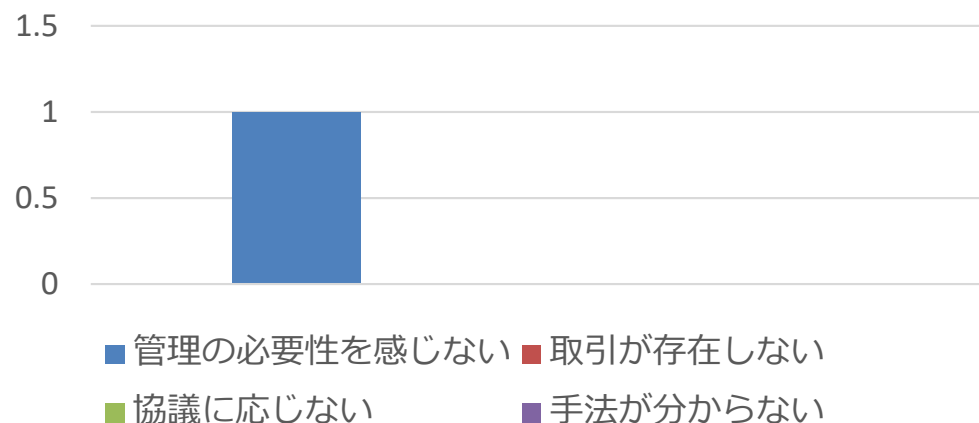
設問. 知財の適正管理

設問. 未実施となっている理由

知財の適正管理



未実施となっている理由



3. 令和4年度フォローアップ調査結果と分析

重点課題に対する取組、⑤働き方改革

【分析結果・今後の課題】

- 働き方改革による影響については特に影響がないとの回答が多くなっている。
- コスト負担での設問では「該当なし」の回答が多く、適正な取引を阻害するような条件の取引はほぼなかった事が想定される。

【課題を踏まえた今後のアクション】

- 働き方改革の進展により適正なコスト負担を実現する仕組みがより一層求められることが想定され、協会としても各種研修など通じフォローを行っていく。

【設問と回答】

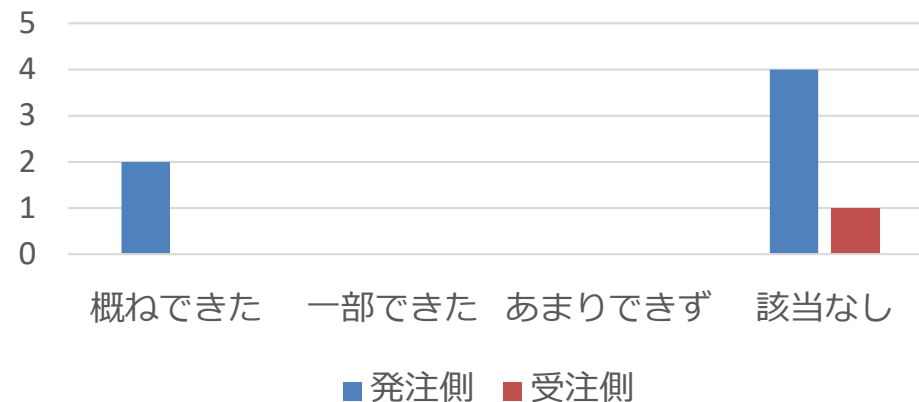
設問. 影響の顕在化

設問. 働き方改革にともなう適正なコスト負担

影響の顕在化



適正コスト負担



4. パートナーシップ構築宣言への取組状況等

【取組状況】

- ・ 正会員企業数：100社
- ・ 宣言企業数：7社（うち、資本金3億円超の大企業6社）
- ・ 会員企業に占める宣言企業の割合：7%

【今後の取組】

- ・ 会員社に宣言を促すよう会長名にて文書を発信し、宣言企業数の促進を図る。

5. これまでの取組（普及活動等）

セミナーやシンポジウムの開催

- ・ 令和4年4月 法務問題研究会 講師：高橋善樹弁護士

「免税事業者及び取引先のインボイス制度への対応に関するQA・消費税転嫁対策措置法の失効後における消費税の転嫁拒否等の行為に係る独占禁止法及び下請法の考え方に関するQAについて

- ・ 「JFA遵守ガイドブック※改訂版」 令和4年5月号 機関紙掲載
『小振法規則、下請法ガイドライン改正』に伴う本遵守ガイドブック改訂について解説

※フランチャイズ実務に携わる店舗開発担当者、店舗経営指導担当者、購買担当者等が下請法、景品表示法等の関連法令に違反しないよう留意すべき点を解説し、会員社に提供しているもの。

5. これまでの取組（普及活動等）

・機関紙「フランチャイズエイジ」令和5年3月号（3月1日発行） 特別寄稿 高橋善樹弁護士 「優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果」掲載

特別寄稿

太樹法律事務所 高橋善樹 弁護士

優越的地位の濫用に関する 緊急調査の結果

労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇している場合に価格協議をすべきか否か
(令和4年12月27日)

独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査の結果(13社について事業者名公表、4,030社に対する具体的な命令事項を明示した違反勧告文書が送付された)令和4年12月27日の経歴と「労務費、原材料費、エネルギーコスト等が上昇している場合の価格協議の適否について」

1 はじめに

原価価格の大幅な値上がりや買入の急激な進展等による原価をめぐりとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が問題となっていることを受け、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるようにするため、政府全体の補填として、「(中小)サブ・ショップによる価値創造のための地域活性化支援パッケージ」(令和3年12月27日内閣府発・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会)が公表された。この取組の一環として、公正取引委員会

は、令和4年1月26日、下請法運用基準を改定するとともに、同年2月16日、公正取引委員会ウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー(独占禁止法)のQ&A(以下「独占禁止法Q&A」という)に、労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストの上昇分を取引価格に反映せず、従来どおりに取引価格を据え置くことは、独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の1つに該当するおそれがあり、下記のとおり、独占禁止法Q&Aの③及び④の2つの行為がこれに該当することが明確化された。

① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

なお、下請法のガイドラインの買入たまたまに該当するおそれがある行為として、上記③及び④が挙げられている(フランチャイズガイド2022年3月号P22～23参照)。

上記③は、取引の相手方と取引価格を据え置いた場合であり、形式的には個々の買入がない場合と認められる。一方、取引価格の引上げを求められた場合であることは明らかである。しかし、③は、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等が上昇している場合に、発注者から価格協議を求めたにもかかわらず協議せずしもろかではない。一般論としても価格協議の義務を課することはできないように思われる。例えば、見解も示した1年以内に行なった場合と何年も経過の見解を示していない場合との区別が異なる。どの程度価格協議協議を行っていたか、再協議を行うことまで必要なのかは不明確である。

優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果から、発注者・販売業者が価格協議を行うべきか否かについて、一

定の結論が明らかにされたと考えられる。
以下、説明する。

2 調査の方法等

今回の調査の主体は、公正取引委員会の経済取引部取引部企業取引部優越的地位の濫用基用部禁止対策課調査室である。「優越の濫用」と呼ばれる令和4年5月20日に創設された部署である。今回の調査がどのような方法で、どの程度の対象に行われたかについては、以下のとおり説明されている。

(1) 受注者に対する書面調査の実施

令和4年6月、受注者80,000社に対して書面調査を実施し、取引価格引上げの要請の有無にかかわらず、取引価格が据え置かれており、事業活動への影響が大きいとする発注者名について回答を求め、1社でも受注者から名前の届がった発注者は4,673社存在したという。

(2) 発注者に対する書面調査(発注者側書面調査)

令和4年8月、上記①の受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の届がった発注者4,573社。さらに、受注者の回答結果や問件番号・団体からの情報提供が多かった業種の発注者約25,000社を加え、合計30,000社に対して書面調査を実施し、コストの転嫁・転嫁等について回答を求めた。

(3) 個別調査

令和4年7月から12月にかけて、受注者側書面調査、発注者側書面調査等を踏まえ、立入調査(任意調査)を306件実施した。

また、令和4年9月以降、上記①の受注者側書面調査において1社でも受注者から名前の届がった発注者4,573社の中で、受注者から名前の届がった発注者のうち発注者150社程度を抽出し、このうち当該発注者の名前を挙げて受注者の数・過去の下請法違反歴の有無、受注者からの具体的な行為の指図の有無等を聴き取り、個別の発注者に対し、立入調査(独占禁止法第40条に基づく報告命令等も含め)より詳細な個別調査を行った。個別調査の対象とした発注者の項目数については、令和3年9月から令和4年8月末までの1年間に調査対象期間とし、調査対象期間における取引価格の据え置きの有無、取引価格の据え置きの場合における価格協議の有無、取引価格引上げの要請があった場合における書面等による回答の有無等について確認を行うなどして、独占禁止法Q&Aの③又は④に該当する行為が行われていた取引者を個別に調査した。

(4) 結果の公表

独占禁止法43条に基づき13社について事業者名が公表された。公表にあたっては、対象となる事業者に対し意見を述べた機会が付与された。事業者名の公表については、価格転嫁の義務を履行に促進する観点からの情報提供を図るために実施したものであり、独占禁止法又は下請法に違反すること又はそのおそれを認定したものでない

とされているが、今後依然として違反の疑いのある行為を行ったとの評価を免れないものと思われる。前述の独占禁止法Q&Aの③又は④に該当する行為が認められた発注者4,030社に対し、具体的な命令事項を明示した違反勧告文書が送付された。

(5) 今後の取り組み

公取強は、今後積極的に業績情報の収集を行うとともに、違反被疑事業者の審査を行い、独占禁止法や下請法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う命令、警告、勧告など、これまで以上に厳正な執行を行っていくこととしている。

3

労務費、原材料費、エネルギーコスト等のコストが上昇している場合の価格協議の要否

(1) 発注者向け質問と回答

優越的地位の濫用に関する緊急調査において、「(受注者から)労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由とした取引価格の引き上げを要請された際に、取引価格を引上げを要請されたが、(取引の相手)に対し、(要請されていない)と回答し、(受注者から)取引価格の引き上げを要請されていない場合において、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇を理由とした取引価格の引き上げを貴社が自主的に取引価格を引き上げたことはありましたが、(取引の相手)に対し、自主的に引き上げ

6. その他取引適正化に向けた事項について

【今後の取組】

- ・ 令和5年3月号機関紙に掲載した「優越的地位の濫用に関する緊急調査の結果」について、令和5年6月以降改めて会員社向けに説明会を開催予定（講師：高橋善樹弁護士）
- ・ 回答率の向上のため、自主行動計画による取組の趣旨等について改めて周知する。